

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

平成25年2月27日（水曜日）

予算・決算委員会

日時 平成25年2月27日（水曜日） 午後1時00分 開会  
場所 議場

本日の委員会に付した事件

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| 1 第19号議案        | 「質疑・討論・採決」 |
| 2 第20号議案～第22号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 3 第23号議案        | 「質疑・討論・採決」 |
| 4 第24号議案～第30号議案 | 「質疑・討論・採決」 |

出席委員（15名）

委員長 滝川健司	副委員長 加藤芳夫				
委員 下江洋行	前崎みち子	山田たつや	中西宏彰	中根正光	
	鈴木達雄	長田共永	鈴木司郎	鈴木眞澄	丸山隆弘
	菊地勝昭	荒川修吉			森 孝
議長 夏目勝吾					

欠席委員 なし

説明のため出席した者

市長、副市長、教育長及び副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 滝下一美 議事調査課長 村田道博 書記 伊田成行 伊藤千加

開会 午後1時00分

○滝川健司委員長 ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本委員会は、本日の本会議において本委員会に付託されました第19号議案 平成24年度新城市一般会計補正予算（第5号）から第30号議案 平成24年度新城市山吉田財産区特別会計補正予算（第1号）までの12議案を審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、お手元に配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

質疑者、答弁者とも予算審査の趣旨に添って、簡潔明瞭をお願いします。

なお、2問目以降の質疑は、答弁に疑義のある場合に質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようにお願いいたします。

第19号議案 平成24年度新城市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより、歳入16款財産収入の質疑に入ります。

最初の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、質疑をさせていただきます。

歳入16款財産収入、17ページでございます。

当初額より基金利子が大幅な減額補正になっておりますけれども、その要因を教えてくださいと思います。

○滝川健司委員長 竹下財政課長。

○竹下喜英財政課長 基金につきましては、多くの種類がありますので、総括して財政課からお答えさせていただきます。

基金利子につきましては、平成24年度の当初予算で定期預金利率を統一して0.3%と見込んでおりましたが、実質利率は0.030%から0.330%までさまざまあります。そのため、今年度の利子の確定が見込まれる今補正において、それぞれ基金利子の増減補正をお願いするものであります。

利率の変動があるのは、定期預金の金額による差があるほか、ペイオフリスクの回避のため、市内金融機関からの借入額と預入額の相殺率を考慮して運用しているため、すべてが最もよい金利にすることができないのが現状です。しかしながら、可能な限り、入札制度による効果的かつ利率の安定化を図る運用を行っており、こうした補正となっております。

以上です。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今、課長さんの答弁で、いろんな金利の率の運用があると聞いたんですけども、一般的に当初予算を立てるときに、当初は0.3%、私も0.3%はすごく高いなと実は思うんですけども、平均してそのぐらいの、前年度の計算でそうなったのかどうかわかりませんが、今の金利の状況、変動を見ても、恐らく0.0幾つかというのが強いんですけども、当初予測が甘かったのではないかと思うんですけど、その辺の当初予算の各金利の計算、利率等、銀行間で違うと思うんですけども、その辺の見方として、私としては甘い見方で、私の以前の考え方というか、思っていたのは、歳入であるほうはできれば厳しく見ておいて、決算で余分に入るなら、増加するならいいんですけども、歳入を多くみておいて、年度末決算に近い形で減額というのは、しかも今回の減額は非常に大きいものですから、当初の見方をもう一度説明というか、考え方を説明していただけますか。

○滝川健司委員長 竹下財政課長。

○竹下喜英財政課長 先ほどご説明しましたように、高い利率ですと0.330%というものもございます。したがって、0.3%というのを当初見込んだわけですが、基金の利子というものにつきましては歳出のほうで、歳入で受けた分だけは歳出で積み立てをするという基金がほとんどでございますの

で、当初予算では歳入は厳しく、歳出はちょっと多目というのではなく、歳入と歳出を合わせた形で計上させていただいております。

したがいまして、若干、例えば少な目に歳入を見積もりますと、歳出も少な目になりまして、年度中途での補正等でまたややこしくなる、要は歳入と歳出が同額で基金の場合は利子を積み立てたりしておりますので、同額にする必要があるということから、市場金利よりも若干高目ではあると思いますが、実際には0.33%というような利子もあるものですから、特に誤ったものではございませんというのが私の感想でございます。

ただ、減額に現実になっているというのは、先ほど申し上げましたように、借入額と預入額を相殺できるようにするというので、入札ということで、今度預け入れる額をすべて表にしまして、各金融機関さんに利率の調整を、要は見積もり合わせをさせていただくんですけれども、その中で、例えば一番高い利率になった金融機関さんがあっても、借入額がまだそのところが少なかったりして、そこでは預け入れができないというような状況もございまして、低い利率のところもやむなく預け入れをしなくてはいけないというような状況があるということをご理解いただきたいと思います。

○**滝川健司委員長** 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**滝川健司委員長** 質疑なしと認めます。

歳入16款財産収入の質疑を終了します。

次に、歳出2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、鈴木達雄委員。

○**鈴木達雄委員** 歳出2款1項11目地域振興費、宅地販売促進事業、27ページです。

長者平団地分の貸し付け及びサンヒル新城用地購入の貸し付けでありますけれども、こ

の販売計画をどのように考えてみえるのか伺います。

○**滝川健司委員長** 西尾企画課長。

○**西尾泰昭企画課長** 長者平団地の販売計画につきましては、市議会から要望をいただきました販売価格の見直しにつきましては、現在検討を進めておりまして、従来からのPR活動を展開しつつ、平成25年度当初からは新たな価格で販売を開始してまいります。

あわせて、分譲対象を拡大するため、規則の見直しを検討するとともに、豊田市下山地区でのトヨタのテストコースの建設と関連をいたしまして、トヨタ自動車をはじめ関係企業へのPRを進めるなどいたしまして、残る22区画の完売を目指して販売促進に取り組んでまいります。

なお、今後の販売状況によりまして、長者平団地の購入奨励金の見直しも検討するなど、さらなる改善を考えてまいります。

続きまして、サンヒル新城の販売計画につきましてご答弁させていただきます。

用地は11区画全体を宅地建物取引業者の入札による売却をすることを基本といたしまして、平成25年度中に売却することを考えております。

以上です。

○**滝川健司委員長** 鈴木達雄委員。

○**鈴木達雄委員** 長者平に関して、見直しをいろいろ検討されているようですけれども、規則の見直しというようなご答弁があったかなと思うんですが、その内容は、どんな検討をされているんですか。

○**滝川健司委員長** 佐宗作手地域振興課長。

○**佐宗常治作手地域振興課長** 例えば、今では個人の住宅に限られておりますけれども、見直しの考え方としましては、住宅会社などが行う建て売り住宅などにも対応できるような見直しを検討していきたいと思っております。

○**滝川健司委員長** 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 それから、サンヒル新城、取引業者を一括して平成25年度中に売却を見込んでおるといふことですが、その見込んでおるといふか、可能性というか、25年度単年度で処理できる可能性という、そういう情報の部分で、それはかなり確実な話なんですか。

○滝川健司委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 当該土地につきましては、市街化区域に隣接いたしまして、また地区計画を定めておる区域であります。そうした状況の中で一定の需要も見込まれる一般分譲用地であるというふうに考えております。

そうしたことから、まずは先ほども申し上げました宅地建物取引業者により一括の入札ということで、売却はできるというふうに考えております。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、2款1項1目一般管理費の庁舎建設事業、23ページでございます。

用地購入費と補償費の減額理由と、その内訳、内容を教えてください。

○滝川健司委員長 星野総合政策部参事。

○星野隆彦総合政策部参事 減額の理由ですが、本年度、土地収用法に基づきます事業認定を受けまして、庁舎用地の取得に着手する予定をしておりましたが、事業認定申請書の作成に時間を要し、現在、県と申請のための事前協議を行っているところであります。この事業認定は、申請から認定が受けられるまでの事務処理期間について、おおむね3カ月とされておりますので、本年度中の買収は不可能であるとの判断から、当初予定しておりました庁舎用地に係る用地購入費及び補償費のすべてを減額するものであります。

以上です。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 答弁で収用事業認定がされているということなんですけれども、当初予算の中で、当然その計画で、収用事業認定を行った上で用地購入と補償をしていくという計画であったと思うんですけど、それでは収用事業認定がなぜおこなわれてきたのか教えてください。

○滝川健司委員長 星野総合政策部参事。

○星野隆彦総合政策部参事 収容法のおくれているところについてでございますけれども、当初については6月、7月ごろに配置計画がまとまりまして、その後、12月までに収用法を取り、1月から買収に着手するという計画をしておりましたけれども、その庁舎の配置案が3案ほどございまして、その配置案の検討に時間を要したということもあります。

また、配置案につきまして、市民のご了解といたしまして、説明をするという機会を設けるということもございまして、時間を要したということでもあります。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今、庁舎の配置案がおこなわれたという答弁でしたが、私はそう感じてはいないんですけどね。この補償費と用地購入費というのは仮称道路が原因じゃないんですか。庁舎の配置案ではなくて、仮称道路の問題でこうなってきたのではないですか。その辺、もう一度答弁をお願いいたします。

○滝川健司委員長 星野総合政策部参事。

○星野隆彦総合政策部参事 同じご答弁になってしまうかもしれませんが、仮称道路の問題ではなくて、配置案ということになります。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 以前の答弁では、9月補正だったかな、質問したときに、仮称道路のところの道路事業法に基づく事業認定というか、収用に伴っての補償費と用地費が計上されていると聞いておったと思うんですけど、庁舎全体、庁舎そのものの配置の問題なんて

というのは大分前から、今年の9月以前から一棟集約で形が決まっておったと思うんですけど、庁舎建設では私はないと思うんですけど、その辺をもう一度、あくまでも庁舎の位置ということでいくんですか。もう一度お願いします。

○滝川健司委員長 星野総合政策部参事。

○星野隆彦総合政策部参事 配置案でございますけれども、当初は3案ほどございました。その中の一つといたしまして、付け替え道路案というものもありまして、最終的に付け替え道路案ということで確定させていただいたのが、確か10月過ぎだと思います。そういうこともございまして、それから県との協議を進めておりますので、この時期になってしまったということになります。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、用地購入と補償については、恐らく新年度の25年度に入っても、そちらの予算でもまた追及させていただきたいと思っておりますけれども、その内訳、内容、私は減額理由とその内訳ということをお聞きしていると思うので、その辺の答弁がないと思うんですけども。

○滝川健司委員長 星野総合政策部参事。

○星野隆彦総合政策部参事 内訳につきましては、先ほどもご答弁させていただいたとおり、用地購入費のすべてを減額するものであります。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 用地費と補償費ですよ、物件ですよ。その内容という、私は内訳は聞いているんですけどね。多分2件の内容だと思うので、教えていただきたいと思っております。

○滝川健司委員長 星野総合政策部参事。

○星野隆彦総合政策部参事 土地・建物の補償につきましては、面積、24年、25年の2年で取得をさせていただくという計画をしておりましたので、そのおおむね2分の1ずつを計上させていただいたものであります。

なお、土地につきましては、公図の面積に近傍の取引価格を参考とさせていただいたもの、また建物につきましては、過去の公共事業等の物件補償費を参考にして出させていただいたもののそれぞれ2分の1ということになります。

○滝川健司委員長 その内訳の金額を答弁してください。

星野総合政策部参事。

○星野隆彦総合政策部参事 金額ですけども、土地購入費につきましては1億5千万円、建物補償費につきましては1億2,900万円です。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 これも詳細については、土地・建物、取引価格等をお聞きしたんですけども、恐らく25年度、新年度にも継続で同じ額で盛り込んであると聞いておりますので、そちらでそれをより細かく質問させていただきます。

ただ、一点、今回減額した額と新年度というのは同額でございますよね。その確認だけさせていただきます。

○滝川健司委員長 星野総合政策部参事。

○星野隆彦総合政策部参事 25年度で計上させていただいた予算につきましては、金額が確定しております。金額が確定といいますのは、24年度につきましては、先ほどご説明させていただいたとおり、近傍の取引価格であったり、過去の事例からの参考金額を計上させていただいておりましたが、25年度につきましては、家屋調査並びに測量等により面積の確定、また土地の確定をしておりますので、それによりまして積算をさせていただいた額を計上させていただいております。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、24年度の現在の土地の1億5千万円、これは2分の1ということですので、実際には3億円だと思うんですけど、この価格の評価、近傍の取引価格と

ということで、以前聞いたときには区域外、街区を外れたところから標準地を持ってきて計算されているということで金額を聞いて、確か坪当たり25万幾らになったんですけども、この公示価格というか、示されている価格が今年度の公示価格と全く同額だったんです。一番高い東新町のメーンの通りと同額なんです。評価としては本当におかしな評価の仕方なんですけども、この辺の評価を新年度にどう反映していただくかというところを一点聞いて、終わりたいと思います。

○滝川健司委員長 星野総合政策部参事。

○星野隆彦総合政策部参事 24年度につきましては、取引価格等を参考にさせてもらった金額でございますけれども、25年度につきましては土地評価をさせていただいて、批准したもので積算をさせていただいております。

○滝川健司委員長 続いてお願いします。

加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 続きまして、2款1項11目地域振興費、宅地販売促進事業、27ページでございます。

サンヒル新城の全11区画の平米単価及び販売手法と販売期間はということで、一部鈴木達雄委員とかぶる部分があって、確認できたところもでございますけれども、もう一度お願いいたします。

○滝川健司委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 サンヒル新城につきましては、愛知県住宅供給公社におきまして、当該用地の取得、整備及び造成に要しました費用並びに事務費を加えました価格等から11区画全体の譲渡価格を算出しておりますために、区画ごとの価格については提示がされておられません。購入予定金額は2億173万円で、11区画全体の面積は2,945.05平方メートルでありますので、割り返しますと平均平米単価は6万8,498円となります。

販売方法につきましては、11区画全体を宅地建物取引業者の入札により売却することを

基本といたしまして、平成25年度中に売却することを考えております。

以上です。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今の答弁というか、先ほども鈴木達雄議員のところでも聞いたんですけど、11区画全部を取引業者というのか、恐らく愛知県の不動産業界というのか、そういうところに委託をかけるのかなと思うんですけども、先日いただいた資料要求の資料を見させていただきますと、1区画は2億173万円で、販売予定価格が2億254万5,440円ということで、差し引き81万5,440円、これはほとんど少ないパーセントですけども、ただちょっと不思議なのは、取引業者に委託する場合に、当然、仲介料というのか、全然あつせん料なしで委託販売することはないということで、何がし市からの持ち出しがあるんですか、教えてくださいたいと思います。

○滝川健司委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 今回につきましては、入札という形で考えておりますので、仲介料等の経費は見込んでおりません。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 入札というのを今、初めて聞いたんですけども、その入札の方法というのは、11区画をまとめて2,945.05平米を、取得価格の価格は当然表示されると思うんですけども、同価格以下という形の中の入札形式になるのか、入札形式の方法を教えてくださいいただけますか。

○滝川健司委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 今回の3月補正につきましては、まずは県の公社から購入をするというものが今回の予算の内容でございます、また新年度におきましては、そうしたことを当初予算で計上させていただいておるところでございます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。  
ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

次に、歳出4款衛生費の質疑に入ります。

質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 4款1項9目環境衛生費、浄化槽設置補助事業。

これも当初予算に対して大幅な年度末補正で減額しておりますけれども、その要因を教えてください。

○滝川健司委員長 小笠原下水道課長。

○小笠原伸吉下水道課長 浄化槽設置補助事業につきましては、当初予算要求時において、国の補助金が補助率2分の1から3分の1に減額され、県費補助につきましても前年度の3割減となる見込みでありました。南部地区の汚水処理事業の途中でもあること、また転換促進を考慮して国県費の不足分は市費を充当し、設置者への補助額は前年と同額で対応するとともに、設置基数につきましては例年並みの転換基数に加え、南部地区汚水処理事業者に対して次年度以降の補助金の見通しが不透明なこと、また早期の事業効果を期待し、前倒し枠20基を設け、早期転換をお願いすることとし、全体で87基を計上しました。

広報ほのかやホームページにより転換のPRをするとともに、南部地区汚水処理事業者に対しましては説明会、戸別訪問等により早期の転換をお願いしてきましたが、個々の事情等により執行が見込めないため減額するものであります。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今いろいろと理由を言っていたんですけども、実際に87基が予定で、現在は資料では44基、約5割弱という減額になるんですけど、本来はもっと執行率が高くなっていいのかなと思うんですけど、いろいろな事情があったにしても。

また、25年度当初予算を見ましても、また大きな金額が計上されていますので、できるだけ執行率を上げていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○滝川健司委員長 小笠原下水道課長。

○小笠原伸吉下水道課長 あらゆる機会を通じてお願いをしていくということで、よろしくお願いたします。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出4款衛生費の質疑を終了します。

次に、歳出6款農林水産業費の質疑に入ります。

最初の質疑者、鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 6款1項3目農業振興費、農業経営近代化施設整備事業、37ページです。

農業塾開設準備委託料の事業概要を伺います。

○滝川健司委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 農業塾でございますが、近年、農業従事者の高齢化に伴いまして耕作放棄地の増加、産直野菜生産者の減少等が生じておりまして、そこで定年を機に農業を始めたい方ですとか、農地は持っているものの栽培技術がわからない方などが1年間の農業研修を通じまして農業技術と知識を習得し、小規模な面積でも就農できる販売農家の育成を図るために、来年度から開講を予定しております。

また、農地のない方につきましては、研修終了後、農地をあっせんすることにより耕作放棄地の解消、農地の有効利用を図り、さらに産直野菜などの生産地の拡大、販売量や品目の充実を図ることにより、地域の活性化につなげようとするものでございます。

農業塾の研修内容でございますが、月2回

の年24回にわたり研修圃場での実習、講義、作業機械実習などを実施する予定であります。

この開設準備委託料でございますが、農業塾開講に当たりまして、塾開講前に必要な資材、教材、作業道具の購入費用、募集要項、PRチラシ作成などの費用を委託するものでございます。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 塾を受講する対象者というんですか、それは高齢層だけではなくて、どんな年齢でも、どんな方でもオーケーということですか。

○滝川健司委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 対象者でございますが、市内在住で20歳以上65歳以下の方を対象といたしております。この塾に1年間参加できて、圃場の管理ができる方で、税の滞納がない方というふうに位置付けをさせていただいております。

○滝川健司委員長 鈴木達雄議員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、下江洋行委員。

○下江洋行委員 歳出6款1項4目農業振興施設費、三河三石管理運営事業、37ページ。

三河三石管理運営事業における空調機取り替え工事費用が大幅な減額となっているが、その理由を伺います。

○滝川健司委員長 内藤鳳来地域整備課長。

○内藤幹生鳳来地域整備課長 予算計上においては、厨房及び従業員の休憩室の2カ所に設置予定でありましたが、検討の結果、従業員の休憩室においては使用頻度が少ないということから、本設計においては設計内容を見直し、厨房の1カ所として設計をし、入札をいたしました。よって、当初設計額に対して、本設計及び入札による差金が発生したため、減額補正をお願いするものであります。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 当初、休憩室と厨房の2カ所だったということなんですが、それぞれの

厨房スペースの広さ、面積といいますが、休憩室、厨房のほうは私も中に入ってみたことあるので、大体の広さはわかっておるんですけども、休憩室は知りませんが、多分そんなに広いスペースではないと思いますが、おおよその、例えば何平米とか、何坪とか、広さのようなものはどれぐらいですか。わかったら教えてください。

○滝川健司委員長 内藤鳳来地域整備課長。

○内藤幹生鳳来地域整備課長 休憩室の面積は、今ここではっきりはわかりませんが、休憩室兼一部倉庫的な部分があるものですから、それなりの面積はあったということで確認はしておりますが、具体的な面積はわかりません。済みません。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 それでは、厨房の面積がわかったら教えていただきたいということと、工事費の内訳ということで、例えば機械の代金とか、工事に要する費用、人件費、古い機械の撤去費用とか、その辺の内訳をもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○滝川健司委員長 内藤鳳来地域整備課長。

○内藤幹生鳳来地域整備課長 設計金額は121万3,800円で、契約額は117万6千円ということで、その中で撤去費と工事費については、ちょっと今は細かい資料が手持ちにありませんので、またわかり次第、ご報告をさせていただきます。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 まず、当初予算のときに362万7千円という当初予算で上がってきたときに、私は厨房部分だけだと当初思っておりましたけれども、非常に高い予算計上だと思って、実はびっくりしました。そのときに質問しようかと実は思ったぐらいでして、いずれにしても厨房のスペースが、広さ的には大きい厨房スペースではありません。天井も特別高いわけでもないし、空調機器の、ルームエアコンと違って厨房用の、業務用の特

別な機械が必要ということで割高になることはわかるにしても、当初予算で休憩室を加えて2カ所の予算であったとしても、この360万円以上もかかるという最初の予算立てが、厳密にどれぐらいの予算でできる事業か精査して予算計上したものでなかったように思えてなりませんけれども、当初の予算計上の仕方が、精査がちょっと甘かったという認識はありませんか、お伺いします。

○**滝川健司委員長** 内藤鳳来地域整備課長。

○**内藤幹生鳳来地域整備課長** 当初の予算計上は317万8千円で予算計上させていただきましたが、その内訳としましては空調設備工事費ということで、先ほど言ったとおり2カ所を直すということで213万6,966円という部分と、既設空調機撤去費ということで一式で16万1千円、あとは共通費ということで72万8,034円ということで302万6千円という部分で見積もりを上げさせていただきました。

○**滝川健司委員長** それでは、後ほど厨房の面積と休憩室の面積、工事費の内訳を調べて報告してください。

下江洋行委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

前崎みち子委員。

○**前崎みち子委員** 先ほどの鈴木達雄委員の農業塾のことについてなんですけど、先ほど対象者のところで市内在住に限定するという話があったと思うんですが、その辺、どうして市内在住なのかを教えてください。

○**滝川健司委員長** 熊谷農業課長。

○**熊谷昌紀農業課長** 市内在住の方でないと、産直への販売ですとか、例えば住所がよそこにある方が対象者になりますと、JAの関係もこちらへは落ちてこないということもあつたりしますので、まずは市内在住でやらせていただきたいとは考えております。おいおいやってみて、よその方へもということであれば、また募集要領等も変更して取り組んでまいり

たいというふうに考えております。

○**滝川健司委員長** もう少し明快な答弁はないですか。

老平産業・立地部長。

○**老平千昌産業・立地部長** 農業塾につきましては、初めての取り組みでございます。近隣で農業塾を始めている市もございますので、先進地を勉強しながらやらせていただきたいとは思いますが、何しろ初めての取り組みということなので、やっぱり実績というか、勉強をしながら進めていきたいことを思っております。

当面、市内在住の方でお願いをして、その後、例えば市外からの方で新城に就農していただけたら、そういうこともあり得ないわけではないので、そういったケースがあれば検討していくことはやぶさかではないというふうに思っております。とりあえず、初めての試みということで市内在住の方に限らせていただきたいと来年度は思っております。よろしく願いいたします。

○**滝川健司委員長** ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○**滝川健司委員長** 質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了します。

次に、歳出7款商工費の質疑に入ります。

最初の質疑者、下江洋行委員。

○**下江洋行委員** 7款1項3目観光振興費、観光施設等整備事業。

観光案内看板作成委託料が大幅な減額となっているが、効果的な看板作成の目的は達成できたか伺います。

○**滝川健司委員長** 川合観光課長。

○**川合教正観光課長** それでは、お答えさせていただきます。

観光案内看板の設置は、23年度までに行った観光看板調査をもとに来訪者の利便性の向上のために、公衆便所などの施設と同時に観光施設整備として年次計画のもとで順次進め

ているものでございます。今年度につきましても、当初の予定どおりの設置を行い、入札差金が出たため、一部につきましては地域要望のありました看板につきまして、急ぎ現在も進めております。観光看板の設置は、今後とも新東名高速道路等の関連も視野に入れ、目的地への情報提供の手段として効果的に設置を進めたいと考えているところでございます。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 当初の予定どおりの設置はできたということなのですが、それは具体的にどのような場所にどのような看板設置、何か所ぐらい、そのあたりの説明をお願いします。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 今年度当初の内容でございしますが、まず14カ所を当初予定しております。それで、場所につきましては、特に旧鳳来地区と作手地区の整備を重点的にを行い、旧鳳来地区につきましては9カ所、旧作手地区につきましては5カ所を予定して、すべて完了しております。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 もう一つ、地域要望のあった場所にも、当初予定以外の場所でも地域要望のあった場所にも設置したという答弁だったと思いますが、これだけ予算が大幅に減額になっていますので、観光課として観光案内所、緊急性のある、必要性のある場所の洗い出し、そういったことも検討して設置するというようなことは考えられましたでしょうか。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 地域要望のあった場所につきましては、順次その優先度等を考慮させていただきまして、箇所数等の把握、基礎的な看板の調整等も図りながら進めているところでございます。

○滝川健司委員長 下江洋行委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、7款1項3目観光振興費、観光一般事務経費、41ページでございます。

9月補正で確か増額しております。約400万円近く増額しておるんですけども、今回減額した理由と、アンケート調査の業務内容を教えていただけますか。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 観光アンケート調査委託につきましては、6月議会における観光関係の一般質問における質疑を踏まえ、9月補正予算で新規計上したものでございます。入札による契約を経て、今回は入札差金を減額するものであります。

アンケート調査の業務内容につきましては、三遠南信自動車道鳳来峡インターチェンジの開通以降の交通実態を明らかにするとともに、集客施設の利用者のニーズを把握し、本市の観光振興策を検討する上で必要となる基礎数値の収集と、その結果からの課題検討を行うことを目的とし、交通量調査としましては、市内5カ所の交差点の車種別、方向別平日12時間交通量、観光客意識調査につきましては、集客施設73施設でのアクセス実態やニーズ把握などを行い、今後の対応すべき課題を整備するというところでございます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今、減額する理由の中で、新規で求めて、9月で増額させていただいた結果、入札したら差金が減額理由だと言われて、減額は3月末が230万円ですけども、ちょっと教えていただきたいのですが、当初設計から入札差金230万円が出るということは、当初設計額はどの程度を見込んでおったわけですか。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 設計額としては399万円を見込んでおりまして、設計をしております。

す。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 そうしますと、9月議会で増額補正した399万円が新規としてという形で出したんですけれども、その設計に対して3月補正で230万円を減額しているということは、現実問題、160万円ぐらいの入札金額だということですよ。かなり見積もりが甘いのではないかなという気がするんですけど、399万円で設計をしておいて、入札をかけましたら160万円、この辺の見積もり方というか、どのような形でされたんですか。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 こちらの設計につきましては、委託費としまして設計費と調査費、こちらにつきましては観光客の意識調査の内容、それから関連の観光データの調査、その後の課題整理等の内容。交通量調査につきましては、先ほどもご説明させていただきました市内の5地点の内容で、その調査員にかかる人件費、それに伴うデータ調査、集計、両方から導き出される課題整理、報告書の作成等々、それから一部ではございますけれども、交通量調査で12時間ということでございますので、超過の労務単価等の内容も考慮させていただきましたまして設計をしたところでございます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今聞くと、すごくいろんな業務が設計の中に盛り込まれているなということを感じました。そうすると、感覚では400万円近くかかるかなと思うんですけど、これだけ安く落ちたということは、これは競争入札か何かで行われたということですか。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 そのとおりでございまして、入札をさせていただいて、この結果で契約をさせていただいたということでございます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 設計額に対して3割、4割という入札は、委託業務で時々あるんですけども、それだけの10項目近い業務内容が、正しい成果が、この3月で年度末ですので、成果品はもちろん上がってきておられると思うんですけども、成果品の精査ということをされましたでしょうか。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 この委託業務の委託期間は2月末ということで、委託期間の中に今日は入っておりますので、報告書の納品に至っておりません。ただ、これまでの委託先との打ち合わせ、実施していただいている委託の内容等の精査は、報告を受けながらしているところでございます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 同じく、歳出7款1項3目観光振興費、観光一般事務経費。

1点目、観光アンケート調査結果についてはどのようなかということで、加藤芳夫委員の答弁のところでは了解はさせていただきました。

2点目の調査内容はどのように観光に活かされているか、お聞きします。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 2点目の調査内容がどのように観光に活かされるかというご質疑でございますが、調査結果の活用方法といたしましては、観光基本計画の見直し時の観光振興における検討資料の一つとして活用し、現状把握と課題の洗い出し、その対策の立案に生かしたいというふうに考えております。

また、新東名高速道路開通に向けての観光をはじめとした産業振興と地域活性化の促進、交流人口の増加、経済効果の実現に向けての施策展開に結びつけていくことができるというふうに考えております。

○滝川健司委員長 鈴木眞澄委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○**滝川健司委員長** 質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了します。

次に、歳出8款土木費の質疑に入ります。

最初の質疑者、下江洋行委員。

○**下江洋行委員** 8款4項1目都市計画総務費、緑の街並み推進事業、43ページ。

事業予算が執行できなかったが、事業の採択に向けての取り組みの経緯を伺います。

○**滝川健司委員長** 松本都市計画課長。

○**松本博也都市計画課長** 本事業につきましては、愛知県のあいち森と緑づくり事業を活用しまして都市緑化を推進する事業として整備した補助制度です。これまでに広報ほのか、ホームページ、ケーブルテレビなどを利用して制度のPRを行いました。その結果、数件の相談、問い合わせはございましたが、残念ながら申請には至らなかったというものです。

○**滝川健司委員長** 下江洋行委員。

○**下江洋行委員** 相談が数件あった、それが申請に至らなかった要因は何ですか。

○**滝川健司委員長** 松本都市計画課長。

○**松本博也都市計画課長** 相談は2件ほどございまして、一つはご自宅の生け垣を整備したいというものでございましたけれども、制度の延長の規定がございまして、その延長に満たなかったために、検討されましたけれども申請にはおみえになりませんでした。もう一つは、市民のイベントの開催ということでございましたが、緑化のイベントでございまして、その時期が合致しなかったということと、次年度以降も継続してその取り組みをされるということで、今年度は断念されたようですが、次年度以降にまた検討されるということで、申請には至らなかったというものです。

そのほかには、窓口あるいは電話等で制度

の問い合わせ等がございましたが、残念ながら申請には至らなかったというものです。

○**滝川健司委員長** 下江洋行委員。

○**下江洋行委員** 恐らく緑化面積とか、生け垣の延長とか、その辺の補助要件になかなか難しい部分があるのかなと思って聞いておったんですが、その辺のことは次年度に向けて課題というか、交付申請がしやすくなるような何か検討の必要性というのはどのように考えられていますか。

○**滝川健司委員長** 松本都市計画課長。

○**松本博也都市計画課長** 1問目にもお答えしましたように、これは愛知県が進めておりますあいち森と緑づくり事業の一環として、各市と歩調を合わせて推進しているものでございまして、原資も愛知県の補助金を全額充てて進めておりますので、状況としては各市町と歩調を合わせる格好になりますが、当面はそのままいくのではないかとこのように考えます。

○**滝川健司委員長** 下江洋行委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○**加藤芳夫委員** 今の下江委員とダブってしまっただけで申しわけないですけど、いま一度お願いします。

8款4項1目都市計画総務費、緑の街並み推進事業、43ページでございます。

新規補助事業として予算化され、24年度にスタートしたんですけれども、申し込みがゼロ、今聞きますと2件ほどあったということなんですけれども断念したという中で、全額減額するという形になりました。この2件の申し込みがあった中で、延長が足りなかったということで、市の事業を見ますと、新たに行う緑化面積が80平米以上のもので、生け垣が50メートル以上という採択基準があるわけでございますけれども、下江委員の質疑に続けてという形になりますけれども、都市計画事業ですので、恐らく市街地を形成している市

街化区域の中での採択基準ですよね。そうして見ますと、この基準そのものが大変厳しいというのか、例えば戸建の中ではこれだけの面積や延長は不可能だと思います。市街地を形成している中では。ということは、ある程度の大きなところで事業、面的整備をやりながらこの事業は可能だと思うんですけど、現状の新城市内を見ると、採択基準が合わないのではないかなと思うんですけども、県がしているということなので、各市町も同一補助で変更できないということも言われたんですけど、新年度も見ますと600万円ほど予算化しておりますけれども、このままいくと、せっかくな事業を市民のために役立てない事業としていってしまうような、次年度もそのような気がするんですけど、その辺の考えをお聞かせください。

○滝川健司委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 ご質疑にありました市街化区域内が対象とおっしゃいましたけれども、都市計画区域内ですので、市街化調整区域も対象となります。

確かに、ご指摘のように50メートルということは、個人の住宅ですと相当ハードルが高いようにも思いますが、それは愛知県の森とみどりの補助要項の中に定まっております、絶対に変えられないのかと言われますと、もちろん市の予算を投入してそれを進めるということも不可能ではありませんが、当面、名古屋ですとか、大都会のほうと同じ緑化を推進する事業でございますので、比較的緑には恵まれておりますので、今のところはこのままの状況でいきたいと思っております。

次年度以降ですけれども、既に周辺の市においては補助金の要項が定まっております、事業に対する補助が可能になっておりましたので、24年度から新城市も同様に整備をさせていただいたわけですが、仮に新城市の方がそういった取り組みをやるうというときに、お隣の市は補助を得られるにもかかわらず、

新城市は補助が得られないということは避けたいということで整備をさせていただきました。来年は、相談におみえになった方が引き続き検討してくださるということが一つありますし、企業の空地の緑化なども対象となりますので、そうしたところにもアプローチをしていきたいと思っております。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今の答弁で、企業の緩衝緑帯も採択基準に入るといってよろしいんですか。

○滝川健司委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 80平方メートル以上の緑化ということが規定にはなっていますが、可能です。さらに細かく、1年で枯れてしまうようなものは採択されないとか、そういったものはもちろん投資的効果ということもありますので、そういったことはありますが可能です。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 ありがとうございます。

もう一点、二点、お聞きしたいんですけども、市の資料を見ますと、市街地の緑化推進のために支援しますと書いてあったんですが、私は当然、市街化区域が該当して、市街化調整区域は該当外かなと思ったんですけど、市街化調整区域も該当ということであれば、この基準も何とかできるのかなと思うんですけど、ただ、そこでちょっとお聞きしたいんですけども、80平米以上の緑化面積か、もしくは50メートル以上の緑帯というのか、生け垣をつくればよいということですけど、これの限度額と補助割合というのか、100%補助していただけるのか、1件の件数の限度額が幾らまでか、限度額があるのかないのか教えてください。

○滝川健司委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 限度額は当然ございまして、今言いました緑化の取り組みについては、限度額は500万円になっております。

そして、市民の緑づくり事業については、上限額で300万円という上限があります。それから、生け垣につきましては、生け垣のメートル当たり5千円というもの、緑化については平方メートル当たり2万円という規定がありまして、その工事費に対する2分の1が補助金の枠ということになっておりまして、さらにその補助金が10万円に満たない場合は採択にならないので、補助金を計算しまして10万円以上になることが要件になります。それから、市民参加の場合には100%の補助割合となります。

○**滝川健司委員長** 加藤芳夫委員。

○**加藤芳夫委員** 先ほど工事費の2分の1とか、緑化、例えば耕作放棄地なんかの荒れたところに芝生を植えて緑化したい、例えば芝生という緑化ですね。これは80平米にはすぐになりますので、こういうのを例えば市民が集合して、子どもたちの遊び場をつくろうということで緑化作業をしたときは、市民が申請すれば100%だけれども、市民でない場合については2分の1になるという考え方なんですか。

○**滝川健司委員長** 松本都市計画課長。

○**松本博也都市計画課長** 市民の100%の補助金を申請するためには、公共用地を市民のイベントとして取り組むという要件がありますので、どこかの空き地をやるという場合には対象とはなりません。

○**滝川健司委員長** 加藤芳夫委員。

○**加藤芳夫委員** 公共用地と言われたんですけど、例えば公益的に、例えば集落の公民館の横の広場を芝生広場にしようと、そういう公益的な目的の場合はどうなりますか。ちょっと教えてください。

○**滝川健司委員長** 松本都市計画課長。

○**松本博也都市計画課長** 公共用地というふうに限定はしておりませんが、公有地というふうになっていまして、もちろん市が持つ土地は対象となるんですが、それに準ずる団体が

管理する土地ということになっておりますので、その都度、判断をさせていただくことになるのかなと思います。

それと、市民参加の取り組みにつきましては、100人の参加者を募るということになっておりまして、さらに100%補助の中には緑のための勉強会のようなものを開催するために講師を呼んでくるようなものも対象になっておりますが、その場合は20人以上を集めていただくという要件になっております。

○**滝川健司委員長** 加藤委員、大分話が広がっておりますので、補正予算に戻してください。

加藤芳夫委員。

○**加藤芳夫委員** それでは、補正予算に沿って、最後ですけれども、採択基準とか、その辺の確認をしないと大幅減額という、確かに2件ほど申し込みがあってもなかなか採択されないということがあります。けれど、先ほどの質疑の中では他市と同じようにということで、なかなか県の補助ですので、県の100%補助ですよ。ということは、新城市独自というのは、なかなか採択基準を変更することはできないということになります。

500万円、本当に新規でいい事業だなと私も思って、スタートして、下江委員の質疑であったような2件しかなかったというのは寂しいものですから、ぜひこれから、新年度は600万円だったかと思うんですけど、大いに採択していただいて、新城市の緑化事業を推進していただけるようお願いしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○**滝川健司委員長** 松本都市計画課長。

○**松本博也都市計画課長** 我々も採択をしないようにしておったわけではなくて、できる限り、何としてでも補助したいという意気込みで、当初でしたので考えられるティーズ番組やホームページなんかも一年じゅう流したりしてはりましたが、相談が次年度につながれば、それはまたいいことですし、今申し上

げたように、企業の取り組みにも生かしていただけるということもありまして、また広報の方法も頭をひねって考えなければいけないというふうに思っております。

○**滝川健司委員長** 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**滝川健司委員長** 質疑なしと認めます。

歳出8款土木費の質疑を終了します。

ここで、先ほどの下江委員の質疑に対する追加の答弁を求めます。

内藤鳳来地域整備課長。

○**内藤幹生鳳来地域整備課長** 先ほど、三河三石の厨房と休憩室の面積についてということですが、厨房が31平米、休憩室が31.08平米、休憩室の面積の中には倉庫の部分が一部含まれます。

それで、執行させていただいた117万6千円の工事費についての設計上の内訳を申し上げますと、設計額が121万3,800円ですが、そのうち本体額が115万6千円、消費税が5万7,800円ということで、この本体の115万6千円の内訳として、本体工事費プラス設置工事費で81万3,210円、撤去工事費が6万5千円、経費として27万7,990円ということで、合わせて115万6千円という内訳になります。

以上です。

○**滝川健司委員長** 以上で第19号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**滝川健司委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第19号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝川健司委員長** 異議なしと認めます。

よって、第19号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第20号議案 平成24年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から第22号議案 平成24年度新城市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）までの3議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本3議案の質疑については通告がありませんので、質疑を終了します。

これより本3議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**滝川健司委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第20号議案から第22号議案までの3議案を一括して採決します。

本3議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝川健司委員長** 異議なしと認めます。

よって、第20号議案から第22号議案までの3議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第23号議案 平成24年度新城市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより歳入1款診療収入の質疑に入ります。

質疑者、前崎みち子委員。

○**前崎みち子委員** 歳入1款2項外来収入、国診9ページ。

各診療収入における減額要因の分析はされているのかお伺いします。

○**滝川健司委員長** 小澤作手診療所事務長。

○**小澤正伸作手診療所事務長** 診療収入につきましては、国民健康保険診療収入など6目

に分類しておりますが、主な減額要因は外来患者数の減少と診療報酬改定により薬価が引き下げられたことなどによるものであり、患者数の減少要因につきましては、以下4点申し上げます。

まず1点目としては、作手地区の人口減少に伴い受診者が自然減していること。2点目としては、高齢者世帯が多く、亡くなってしまったり、介護施設に入所するケースが増えていること。3点目としましては、医療連携が進む中で専門科が充実し、検診、検査体制が整っている病院や専門医で受診するケースが増えていること。4点目としましては、従来の医師2人体制から1人体制となり、待ち時間が長くなり、診察時間が思うように取れないなどのことから患者さんが遠のいたのではないかとと思われることであります。

6目のその他診療収入につきましては、はりの治療収入となっております。民間の治療施設が増えたことや民間治療施設による往診が増えたことが要因と考えております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 人口減少につきましては、要因は考えられました。後期高齢者の医療がかなり、昨年を思いますと減収というか、患者さんが減っているということが、私の中では、作手の中では高齢者の方が増えているはずなのに、ここでかなりの収入が減ったということが引っかけたわけですが、先ほど2人体制から1人体制に変わったこと、これも大きな理由だと思うんですが、高齢者の方にとってはやはり時間がかかっても作手地区内の診療所にかかりたいというのは、これはかかる方法しかない方もみえると思うんですが、この辺につきまして高齢者の方々の診療の状況ですが、もう少し詳しくわかりましたらお願いします。

○滝川健司委員長 小澤作手診療所事務長。

○小澤正伸作手診療所事務長 今、委員さんご指摘のように、高齢者人口は増えていて、

需要は増えるのに、なぜ減っているのかということでもありますけれども、件数が、この場合は人数が書いてありますが、延べ人数で書いてございますので、例えば症状がひどくて、末期がんの方とか、そういう方は毎日来て点滴を打っておられた方が亡くなってしまったりということ、件数的には1人の方がなくなって、かなりの人数にカウントされているということ。また、普通ですと薬の処方も標準的には28日処方、1年間で1人の方が12人のカウントとなりますが、症状のひどい、7日処方とか、そういう方がお亡くなりになって、だんだんとそういう方が少なくなってきたということも考えております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 かかられる人数が少ないと、1人の方が亡くなると、それだけ収入がぐっと減るということ、これは考えられることだと思います。

この作手地区のところから、以前、保健の事業が大変活発であったので、患者さんが、病気になる方の人数も減っていったということ、そういうことを私は期待して、診療所の収入において思ったんですが、その辺につきましては、2人体制から1人体制に変わったということは、ある意味、そういう保健事業をきちんとして、先生の本数が2分の1ですので、やはり健康を維持していくというふうな作手地区全体で考えていかないといけないんですが、その辺につきましては、何か2人体制から1人体制に変わったという、そういう状況の変化に対する保健事業はいかがでしょうか。

○滝川健司委員長 小澤作手診療所事務長。

○小澤正伸作手診療所事務長 保健事業のほうとは健康課と、作手診療所の場合におきましては、保健センターが隣接して、虹の郷も隣接しておりまして、連携を取りながら、21年度から、表現のほうが悪かったですが、医師2人体制から1人体制になった年度は

21年度からでございます、今は先生が1人で外来診療から往診、検診、人間ドック、学校医さん、1人で全部見ていただいておりますので、その辺は調整をとってうまくやっておれるのかなと思っております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 先生1人で大変頑張っていて、これだけの、21年度から、ちょうど資料要求した数から言いますと、1人体制になっても患者さんを見られている数がそれほど大きく変わっていないということは、診療所の先生に対しては大変敬意を表したいと思います。

やはり健康でいられる高齢者の方を増やしていくということが一番大事なことでありますので、ぜひとも医療と保健を連携して、ぜひとも先生を守ることでもありますし、また作手地区の方たちを守ることにもなりますので、また来年度に向けて頑張りたいと思います。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳入1款診療収入の質疑を終了します。

以上で第23号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第23号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第23号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第24号議案 平成24年度新城市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）から第30号議案 平成24年度新城市山吉田財産区特別会計補正予算（第1号）までの7議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本7議案の質疑については通告がありませんので、質疑を終了します。

これより本7議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第24号議案から第30号議案までの7議案を一括して採決します。

本7議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第24号議案から第30号議案までの7議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査はすべて終了しました。

なお、委員会の審査報告書並びに委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これもちまして、予算・決算委員会を閉会します。

閉会 午後2時23分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを  
証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 滝川健司